

府中市保育検討協議会設置要綱

平成 24 年 8 月 29 日

要綱第 93 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）の設置主体に応じた保育の現状を分析し、及び市が設置する保育所の管理運営等の今後のあり方を検討するため、府中市保育検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議をし、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 市内の保育所の設置主体に応じた保育の現状の分析に関する事項
- (2) 市が設置する保育所の管理運営の効率化に関する事項
- (3) 地域における子育て支援に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員 11 人をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 2 人
- (2) 府中市保育所父母会連合会の代表者 1 人
- (3) 府中市私立保育園園長会の代表者 1 人
- (4) 市内で東京都認証保育所を経営する事業者の代表者 1 人
- (5) 府中市私立幼稚園協会の代表者 1 人
- (6) 府中市立幼稚園長 1 人
- (7) 府中市民生委員児童委員協議会の代表者 1 人
- (8) 府中市子ども家庭支援センター事業実施要綱第 3 の規定により、市が同要

綱に基づく事業を委託する社会福祉法人の代表者 1人

(9) 公募による市民 2人

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による市長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年8月29日から施行する。

2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。